

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実施要領

1. 通則

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業については、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）の定款及び業務方法書の規定によるほか、この実施要領の定めるところによる。

2. 交付の目的

この事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第13条の12の規定により産業廃棄物適正処理推進センターとして指定された財団が、産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬または処分された場合において、法第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置（以下「原状回復」という。）を行う都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条で定める市（以下「都道府県等」という。）から、法第19条の9の規定により、原状回復に必要な資金の出えん要請（以下「協力要請」という。）があった場合、法第13条の13第5号の規定に基づき、資金の一部を出えんすることにより産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

3. 交付の対象

(1) 要件

この事業は、都道府県等が実施する次の原状回復事業を対象とする。

- 都道府県等が支障の除去等の措置を行う産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）の一部の施行の日（平成10年6月17日）以降に不適正に保管、収集、運搬または処分された産業廃棄物であること。
- 行為者が不明や資金不足の場合等行為者等の負担を追及することができない不法投棄物の除去等を行うものであること。
- 不適正に保管、収集、運搬または処分された産業廃棄物が生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると都道府県等により判断されたものであること。
- 都道府県等の行政対応に次のような大きな問題があることが確認されないもの

であること。

- ① 不法投棄又は不適正処理の事実を把握しながら行政措置がきわめて不十分であった事案
- ② 支障等があるにもかかわらず行為者に対して強制力を持たない行政指導を継続させることによって、改善状況が見られないまま措置命令の発出までに多くの時間を費やしたような事案
- ③ 措置命令を発出したにもかかわらず行為者による撤去の口約束を安易に受け入れて事態の改善に向けた対応をしないまま何年も時間を費やしているような事案

(2) 交付対象の原状回復事業

ア 産業廃棄物不法投棄等原状回復事業

(1) の要件を満たし、イに該当する場合を除く事業

イ 産業廃棄物緊急対策原状回復事業

(1) の要件を満たすもののうち、「盛土による災害防止に向けた総点検について(依頼)」(3農振第1295号、3林整治第722号、国総公第80号、国都安第29号、国都計第68号、国水砂第167号、環自国発第2108112号及び環循規発第2108113号)に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検(以下「総点検」という。)により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土に混ざった産業廃棄物について都道府県等が行う原状回復事業。

4. 出えんの割合

出えん金の交付額は、事業の種類に対し以下のとおりとする。

(1) 産業廃棄物不法投棄等原状回復事業

都道府県等が行う原状回復に要する費用のうち10分の7以内とする。ただし、行政対応が不十分であった場合は、交付額の減額を行う場合がある。

(2) 産業廃棄物緊急対策原状回復事業

都道府県等が行う原状回復に要する費用のうち次表①に示す原状回復の種類に対し、それぞれ②に掲げる割合とする。

表 産業廃棄物緊急対策原状回復事業に関する原状回復の種類と原状回復に要する費用に対する割合

①原状回復の種類	②都道府県等が行う原状回復に要する費用に対する割合
一 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日制定）中、イー 1 3 - (1) ③、ロー 1 3 - (1) ③ 盛土緊急対策事業、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙 12-2（盛土緊急対策事業に係る運用）、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号）別紙 17（盛土緊急対策事業に係る運用）のいずれか（以下この表において「対象事業」という。）に係る基礎額が費用の 1 / 2 であるもの（三に該当するものを除く。）	2 分の 1 以内
二 対象事業に係る基礎額が費用の 2 / 3 であるもの（三に該当するものを除く。）	3 分の 2 以内
三 対象事業であって、盛土に混ざった産業廃棄物に起因して、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるもの	1 0 分の 7 以内

5. 交付額の下限

産業廃棄物不法投棄等原状回復事業は、交付額が 2,000 千円に満たない場合、交付の決定を行なわないものとする。

6. 交付の条件

この出えん金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し又は廃止しようとするとき、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに財団理事長（以下「理

事長」という。)に報告するものとする。その場合において、理事長は出えん金の交付の取消又は返還を求めることがある。

- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) 都道府県等が原状回復に要した費用を不法投棄の行為者等から徴収した場合には、徴収した額に応じて当該原状回復費用に係る出えん金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- (4) 理事長は、必要と認めるときは、出えん金の交付の決定を受けた都道府県等に対して、事業の遂行状況その他必要な事項について、報告させ又は検査を行うことができるものとする。

7. 協力要請の手続

協力要請は、別紙様式第1の「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業協力要請書」(以下「協力要請書」という。)を理事長に提出して行い、業務方法書第51条に規定する適正処理推進センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の審査を受けるものとする。

また、産業廃棄物不法投棄等原状回復事業の協力要請にあたっては、「協力要請書」の提出に先立ち、理事長に事前審査書を提出して事前協議を行った上で運営協議会の事前審査を受けるものとする。

8. ヒヤリング及び調査の実施

理事長は、都道府県等からの協力要請に係る業務を円滑に処理するため、必要に応じてヒヤリング及び調査を実施するものとする。

9. 協力通知

7に定める協力要請書又は11に定める協力要請変更書が提出された場合、理事長は運営協議会における審査の結果等を踏まえ、出えん金を交付することが適当と判断した原状回復事業については、別紙様式第2の「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業協力通知書」を交付するものとする。

10. 概算払

理事長は、必要があると認めるときは、出えん金の一部について、概算払いをする

ことができるものとする。

1 1. 協力要請の変更手続

協力通知後の事情の変更により協力要請の内容を変更（軽微な変更を除く）する場合には、変更理由書を添付して、7に定める協力要請の手続きに従い、速やかに行うものとする。

1 2. 実績報告

- (1) 原状回復事業の実績報告は、事業完了の日から起算して1カ月を経過した日までに別紙様式第3の「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実績報告書」を理事長に提出するものとする。
- (2) 都道府県等は、行為者等に係る債権等が存在する間は、原状回復に要した費用に係る不法投棄の行為者等からの徴収状況について、原則として毎年4月30日までに、その前年度の状況を別添様式第5により報告しなければならない。

1 3. 出えん金の交付額の確定

1 2 (1) に定める実績報告書が提出された場合、理事長は、報告内容を審査し、7又は1 1 に定める協力要請の内容どおり事業が完了したと認められる場合は、別紙様式第4の「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業出えん金交付額確定通知書」を交付するものとする。

なお、事業の実施に関して必要な細目は、「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業取扱要領」によるものとする。

1 4. その他

特別の事情により7、1 1 及び1 2に定める手続等によることができない場合には、あらかじめ理事長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1 5. 附則

この実施要領は、平成10年10月29日より適用する。

この実施要領は、平成25年 4月 1日より適用する。

この実施要領は、平成28年 4月 1日より適用する。

この実施要領は、令和 4年 5月13日より適用する。

この実施要領は、令和 6年 5月21日より適用する。

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業協力要請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 殿

都道府県知事
政令市市長

印

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の協力要請について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条の9の規定により、
産業廃棄物不法投棄等原状回復事業 の実施に対する協力を受けたいので、関係書類等
産業廃棄物緊急対策原状回復事業 を添えて要請します。

1. 事案の概要 別紙(1)
2. 行政の対応に関する検証 別紙(2)
3. 講じようとする支障の除去等の措置の内容及び実施予定時期 別紙(3)
4. 当該支障の除去等の措置に要する費用の概算による見積額及び法第19条の8の
規定により費用を負担させようとする行為者等からの費用の徴収の見込み
別紙(4)
 - ・原状回復所要額調書 別表(1)
 - ・事業費明細書 別表(2)
 - ・歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本
5. 求める協力の内容 別紙(5)
6. その他当該支障の除去等の措置に関し必要な事項 別紙(5)

別紙（１）

○不法投棄等の場所について

以下について、添付すること。

- ・位置図

不法投棄等の場所の位置図（縮尺 1/2,500～1/5,000 程度）

- ・平面図及び側面図（縮尺 1/100～1/500 程度）

不法投棄等の場所の範囲、産業廃棄物の流出又は、流出のおそれがある場合は、その位置を明示して下さい。なお、側面図は2方向以上作成して下さい。

- ・当該土地の公図、登記簿謄本

土地所有者が死亡している場合は、相続関係者の情報を添付して下さい。

- ・写 真

不法投棄等の場所について、全景、側面（2方向以上）及び流出又は流出するおそれがある場合は、その状況が把握できる写真を添付して下さい。

○投棄行為者に関する情報について

- ・会社・法人の場合

登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）を添付すること。

○複数事案について

事案が複数ある場合は、事案ごとに記載すること。

別紙（２）

○行為者等に対して講じた措置について

- ・行為者等への事実確認等

行為者等への関与状況等に関する事実確認、指導状況及び行為者等の対応状況を記載すること。

法18条の報告徴収を実施した場合は、その内容と回答を添付すること。

（報告徴収の頁数が多い場合は、必要に応じて一部省略して下さい。）

- ・行為者等への行政処分等

措置命令書を発出した場合は、その写しを添付すること。

○再発防止策について

- ・既存の再発防止策等

当該事案の発生までに運用していた再発防止策について記載すること。

- ・今後の再発防止策等

当該事案の状況や発生原因等を踏まえ、今後実施すべきと考える対応策を記載すること。

別紙（３）

○講じようとする支障の除去等の措置の内容

- ・処理方法等

処理方法概要図を添付するとともに、その処理方法を採用する理由を他の処理方法と比較したうえで説明すること。

別紙（４）

○見積額について

- ・原状回復所要額調書

別表（１）により総事業費及び交付対象経費等を記載すること。

- ・事業費明細書

別表（２）により、区分・費目ごとの事業費明細を記載すること。

事業費の根拠となる設計書または複数社の見積書等を添付すること。

- ・歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本

当該支障除去等事業が実施できる予算の確保状況について添付すること。

※その他、必要な資料が有りましたら、適宜添付して下さい。

※※ イ 産業廃棄物緊急対策原状回復事業については、別紙（２）の内容について、必要に応じて一部省略することができる。

別紙（1）

〔1〕 事案の概要

項目	記載内容																											
1. 不法投棄等の場所	〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇地区 (産業廃棄物緊急対策原状回復事業は総点検箇所番号を記載)																											
2. 不法投棄等の時期	・発生時期 年 月 ・判明時期 年 月 日																											
3. 実行行為者	実行行為者（社名、氏名）を記載して下さい。不明の場合は「不明」と記入して下さい。																											
4. 投棄された産業廃棄物の量及びその内容	<p>(記載例)</p> <p>・産業廃棄物の量 m^3 (t)</p> <table border="0" data-bbox="558 851 1372 1299"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>種類</th> <th>量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ガラス・陶磁器くず</td> <td>m^3 (t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がれき類</td> <td>m^3 (t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木くず</td> <td>m^3 (t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃プラスチック類</td> <td>m^3 (t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃油</td> <td>m^3 (t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>汚染土壌</td> <td>m^3 (t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇</td> <td>m^3 (t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇</td> <td>m^3 (t)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・投棄面積及び高さ m^2 m</p>	内訳	種類	量		ガラス・陶磁器くず	m^3 (t)		がれき類	m^3 (t)		木くず	m^3 (t)		廃プラスチック類	m^3 (t)		廃油	m^3 (t)		汚染土壌	m^3 (t)		〇〇	m^3 (t)		〇〇	m^3 (t)
内訳	種類	量																										
	ガラス・陶磁器くず	m^3 (t)																										
	がれき類	m^3 (t)																										
	木くず	m^3 (t)																										
	廃プラスチック類	m^3 (t)																										
	廃油	m^3 (t)																										
	汚染土壌	m^3 (t)																										
	〇〇	m^3 (t)																										
	〇〇	m^3 (t)																										
5. 生活環境の保全上支障が生じ又は生ずる恐れのある状況	現場の状況、特に生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずる恐れがある状況について記載して下さい。																											
6. 措置命令に至った経緯等	措置命令に至った経緯（住民の苦情、搬入停止及び撤去勧告等）等について記載して下さい。																											
7. 措置命令又は公告	<p>・措置命令 有（ 年 月 日）、無</p> <p>・命令書の交付先</p> <p>・措置の内容</p> <p>・履行期限 年 月 日</p> <p>・命令書を受けた者の措置状況</p> <p>・措置命令なしの場合 公告 年 月 日</p>																											

別紙（２）

〔２〕 行政の対応に係る検証

項 目	記 載 内 容
<p>1. 行為者、排出事業者、土地所有者等の関係者に対して講じた措置及び講じようとする措置</p>	<p>(1) 行為者、排出事業者、土地所有者等の関係者に対して講じた措置</p> <p>(2) 行為者、排出事業者、土地所有者等の関係者に対して今後、講じようとする措置</p>
<p>2. 行政の対応状況の調査と不法投棄等の再発防止策</p>	<p>(1) 行政の対応状況の調査 現在の期間までに行うべきであった措置について記載して下さい。</p> <p>(2) 不法投棄等の再発防止策</p>

別紙（3）

〔3〕 講じようとする支障の除去等の措置の内容及び実施予定時期

項 目	記 載 内 容
<p>1. 講じようとする支障の除去等の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄等の場所における措置 測量、産業廃棄物の分析等の処分前の準備の内容を具体的に記載して下さい。 ・ 処理方法等 <ul style="list-style-type: none"> ア. 選別、積込みの方法 イ. 処分方法 具体的な処分方法を記載して下さい。処分業者及び処分先が決まっている場合は具体的に記載して下さい。
<p>2. 実施予定期間</p>	<p>着手予定 年 月 日</p> <p>完了予定 年 月 日</p>

別紙（５）

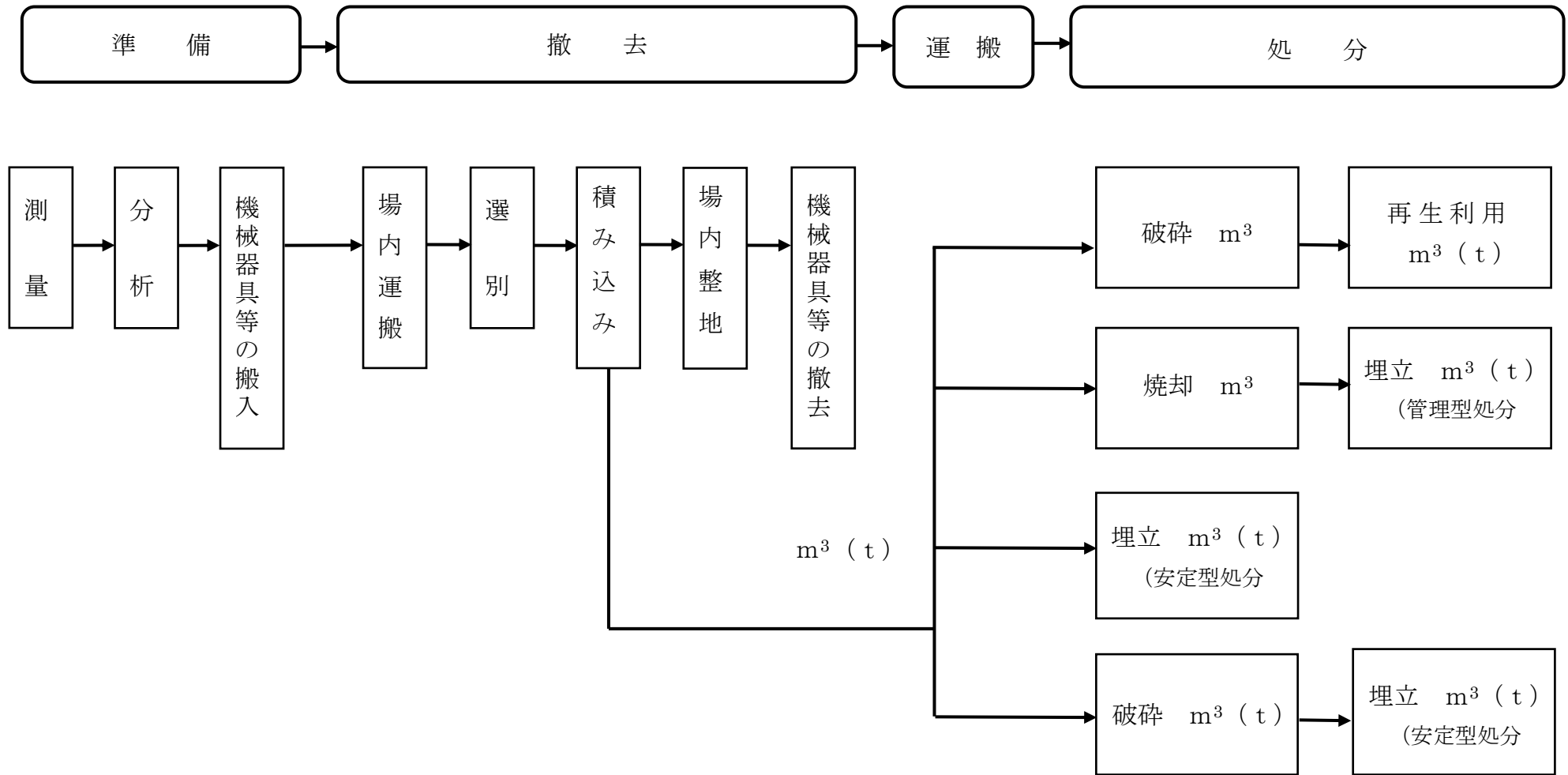
〔５〕 求める協力の内容

項 目	記 載 内 容
求める協力の内容	出えん金の額 円 求める出えん金の額を記載して下さい。

〔６〕 その他当該支障の除去等の措置に関し必要な事項

項 目	記 載 内 容
その他支障の除去等の措置に関し必要な事項	〔１〕 から〔５〕 に掲げた協力要請事項以外の事項で必要な事項があれば記載して下さい。

処理方法概要図（例）



別表（1）

原状回復事業所要額調書

総事業費 (A)	行為者等負担額 (B)	都道府県等負担額 (C)	交付対象経費 (A)－(B)－(C)＝(D)	協力要請額 (D) × 補助率＝ (E)
円	円	円	円	円

- 総事業費は、本実施要領の4に掲げる対象経費のうち、当該事業に要する経費の総額を記載して下さい。
- (E) 欄の補助率は、実施要領の3(1)のアの事業については7/10、イの事業については、原状回復の種類と原状回復に要する費用に対する割合を確認の上、1/2、2/3、7/10の中から選んで下さい。なお、割合が複数の事業が混在する場合は、それぞれに分けて算出し、合計額も記載して下さい。

別表（2）

事業費明細書

事業計画内訳		
区 分	費 目	事 業 費
		円
	合 計	円

産業廃棄物不法投棄原状回復支援事業協力通知書

都道府県
政令市

令和 年 月 日付け 第 号で協力要請のあった産業廃棄物
不法投棄等原状回復支援事業については、下記のとおり、協力することとしたので、通
知します。

記

1. 出えん金の交付決定額 金 円

令和 年 月 日

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 (印)

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 殿

都道府県知事
政令市市長



産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実績報告書の提出について

出えん金の交付決定を受けた標記事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

1. 精算金額

金 円 (うち消費税相当額 円)

(1) 不法投棄等の場所

(2) 産業廃棄物の除去量 ー (t)

2. 交付決定額

金 円 適セ第 号 令和 年 月 日

(関係書類)

1. 講じた支障の除去等の措置の内容及び実施した時期 別紙
2. 原状回復事業精算額調書 別表(1)
3. 事業費清算書 別表(2)
4. 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
5. 請負又は、委託事業のある場合は契約書写
6. 不法投棄等の場所の写真

※不法投棄等の場所に関する写真について

不法投棄等の場所について支障の除去等の着手時、完了後等の現場写真を添付して下さい。

別表（１）

原状回復事業精算額調書

総事業費 (A)	行為者等 負担額 (B)	都道府県等 負担額 (C)	交付対象経費 (A)-(B)-(C) =(D)	協力要請額 (D)×補助率 =(E)	交付決定額 (F)	概算払金 受入額 (G)	精算金額 (H)	差引過不足額 (G)-(H)=(I)
円	円	円	円	円	円	円	円	円

差引過不足額は、概算払金受入額がある場合のみ記載して下さい。

(E) 欄の補助率は、協力要請書別表（１）の原状回復事業所要額調書の（E）欄の記入要領に準じて記載して下さい。

別表（２）

事業費精算書

協力要請書別表（２）の事業費明細書に準じて記載して下さい。

適セ 号

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業出えん金交付確定通知書

都道府県
政令市

令和 年 月 日付け適セ 号で交付決定した
産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業出えん金については
令和 年 月 日付け 第 号の事業実績報告に基
づき、交付額を金 円に確定したので、通知します。

令和 年 月 日

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長



第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 殿

都道府県知事
政令市市長



産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業に係る費用の徴収状況について（報告）

令和 年 月 日付け適セ第 号で交付確定し、令和 年 月 日付
けで受領した産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業出えん金について、別紙のとおり関
係者への代執行に要した経費の徴収状況について、実施要領12（2）の規定に基づき報
告します。

記

1 総事業費 (代執行に要した経費)	円
2 交付対象経費	円
3 出えん金交付額	円
4 徴収額(累計)	円
5 既返還額	円
6 今回返還額	円
7 徴収状況の概要	

別紙のとおり

連絡先		
所属	課	グループ
担当者	氏名	
電話番号		内線 ()

別紙

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業に要した費用の徴収状況

- 1 実施年度 令和〇〇年度（または平成〇〇年度）
- 2 実施時期 令和(または平成)〇〇年〇月〇日～令和(または平成)〇〇年〇月〇日

3 場所及び支障除去の内容

投棄された場所	都道府県	区市町村	番地
投棄された産業廃棄物	〇〇〇〇（産業廃棄物の種類） 〇〇〇〇平方メートル（投棄数量）		
処理した産業廃棄物	〇〇（種類）	〇〇トン	
	合計	〇〇トン	

- 4 求償（徴収）期間 平成（または令和）〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

5 事業費、求償額及び返還額

総事業費 合計 (A)	行為者等 負担額 (B)	都道府県 等負担額 (C)	交付対象 経費 (D)	内訳	求償額 (A')	徴収済額 (累計) (F)	出えん金 返還予定額 (G)
				交付額 (E)			
							円

※ 出えん金返還予定額 = (F) × (E) / ((C) + (D)) = (G)

既返還額 円

今回返還額 円

返還予定額 (G) 円

今回返還額については、後日、財団から返還の請求を行います。

(注1) 総事業費(A)、行為者負担額(B)、都道府県等負担額(C)、交付対象経費(D)については、原則、実施要領「12. 実績報告」に記載したものとする。

(注2) 交付額(E)については、実施要領「13. 出えん金の交付額の確定」で通知された額とする。

(注3) 徴収済額(累計)(F)については、「12. 実績報告」以後に、行為者等から徴収した額とする。

6 徴収状況及び求償の相手方の状況

求償の相手方	求 償 額	徴 収 額	徴収状況及び裁判等の状況等
住所 氏名			<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの徴収状況 ・期限切れの日 ・今後の対策など
合計	/	/	/